

令和4年度事業計画

1. 基本方針

平成9年に臓器移植法が施行され、脳死後での臓器移植が制度化され、また、平成22年に施行された改正臓器移植法では、本人の意思が不明な場合であっても、家族の承諾により脳死後の臓器提供が可能となり、臓器移植の進展が期待され今日に至っている。

しかし、2021年は、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあって、眼球を除く臓器については、脳死下、心停止後を合わせた臓器提供件数が全国で79件と2020年に続く少ない提供件数となり、依然として、臓器移植希望登録者数に比べ臓器提供が極めて少ないという状況が続いている。

本県においては、これまで脳死下臓器提供が1件、心停止後臓器提供が5件あったものの、全国と同様、臓器提供件数が少ない状況が続いている。

このため、移植医療の推進を担う県内唯一の公益法人として、新型コロナウイルス感染症の動向にも留意しつつ、引き続き、関係機関・団体と連携し、臓器及び組織の移植等に関する知識の普及と角膜移植を含めた臓器移植及び組織移植のための諸条件の整備、援助等を行い、移植医療推進の環境づくりに努めることとする。

事業計画の案は、次のとおりである。

2. 移植医療等の普及啓発事業の実施

(1) グリーンリボンキャンペーン2022 in AKITAの開催

移植医療の知識の普及と臓器移植に対する理解を深めるため、全国的に実施されるキャンペーンの一環として普及啓発事業を実施する。

(2) 臓器移植推進街頭キャンペーンの実施

臓器移植普及推進月間及び眼の愛護デーの一環として、関係機関との共催で臓器移植推進街頭キャンペーンを実施し、臓器及び組織に関する普及啓発資料の配付と献眼登録の呼びかけを行う。

(3) 種苗交換会／移植医療普及推進キャンペーン

大規模なイベントである種苗交換会の会場において、関係資料の配布、アンケート等を実施しながら移植医療の普及啓発を行う。

(4) グリーンリボンライトアップ事業の実施

移植医療のシンボルカラーであるグリーンにライトアップすることを通じて移植医療への理解が広がることを目的として、毎年10月の「臓器移植普及推進月間」及び臓器移植法が施行された10月16日（グリーンリボンデー）を中心に県内の建造物等をグリーンにライトアップする事業を実施する。

(5) 秋田魁新聞への広告掲載

健康保険証等裏面の意思表示欄の周知や意思表示の促進並びに10月に開催するグリーンリボンキャンペーンを広く周知するため、秋田魁新聞に広告を掲載する。

(6) 移植医療に関する啓発冊子等の配布

街頭キャンペーン、種苗交換会といった大規模なイベント会場等において、県、秋田市、ライオンズクラブ、秋田県腎臓病患者連絡協議会等の協力を得ながら、移植医療に関する啓発冊子等を配布し、臓器提供の意思表示や献眼登録の呼びかけを行う。

また、「新成人の集い」実施市町村に対し、移植医療の普及啓発資料などの配布を依頼する。

(7) 臓器不全の予防に関する普及啓発事業の実施

腎臓病に対する知識の普及と臓器移植に対する理解を深めるため、関係団体と共催で「腎臓病を考える集い」を開催する。

(8) 「いのちを考える学習会」の開催等

教育機関等と連携し、「いのちを考える学習会」を開催し、講演を通して児童・生徒等に対して移植医療の普及啓発を図るほか、随時講師の要請に対応する。

(9) イオングループの支援対象団体への登録

イオングループが実施している社会貢献推進のためのレシートキャンペーンによる支援対象団体への登録を行い、毎月 11 日に開催される黄色いレシートキャンペーンに参加し、移植医療の推進を呼びかける。

(10) グリーンリボンサポーター事業

移植医療に理解のある企業・団体などに働きかけ、趣旨に賛同して自主的な普及啓発活動に取り組んでいただける「グリーンリボンサポーター」の拡充を図るとともに、グリーンリボンサポーターに対して新たな取組へのチャレンジを要請・支援する。

3. 相談・助言に関する事業

一般県民を対象に、移植医療全般について、電話、メール、面談等による相談に応ずるとともに、医療関係者からの移植医療制度や具体的な手続等の相談に応じる。

4. 臓器移植環境整備事業の実施

(1) 秋田県院内臓器移植コーディネーター・医療ソーシャルワーカー合同研修会

臓器移植に関する知識の習得、臓器提供・移植発生症例の検討のほか、病院間の情報交換を図るため、秋田県院内臓器移植コーディネーターと秋田県 MSW 協会会員との合同の研修会を開催する。

(2) 院内研修会・臓器提供シミュレーションの開催

臓器提供施設関係者の臓器移植に対する理解を深めるとともに、臓器提供の意思を持つ患者や家族の支援のあり方を考える勉強会を病院内で開催する。

(3) 移植医療推進委員会の開催

秋田県内の移植医療の推進を図るため、県内の移植医療関係者による移植医療推進委員会を設置し、県民の移植医療の推進に向けた検討等を行う。

(4) 脳死下臓器提供に係る関連団体の連絡会議

脳死下臓器提供事例が発生した場合に混乱なく本人あるいは家族の意思に沿った提供ができる体制の確認を目的として、関連団体の連絡会議を開催する。

(5) 法的脳死判定における脳波測定研修会の開催

法的脳死判定等に適切に対処するため、移植医療の現場における脳波測定に関する知識・技術の向上を図ることを目的とする研修会を開催する。

(6) 院内体制整備事業への支援

日本臓器移植ネットワークが実施する臓器提供に関する国民の意思をより確実に活かすことができる院内体制を整備することを目的とした「院内体制整備事業」を県内で実施する施設に対して支援を行う。

(7) 入院患者に対する意思表示啓発資料の配付

移植医療への理解と臓器提供に関する意思表示の推進を目的として、医療機関の協力のもと、臓器移植普及推進月間である10月から3月に入院された患者へ意思表示啓発資料を配付する。

(8) 病院の臓器提供マニュアル作成・改訂への協力

日本臓器移植ネットワークと協力し、各病院の臓器提供マニュアルの作成や改訂への支援を行う。

(9) 院内臓器移植コーディネーター設置病院の訪問等

院内臓器移植コーディネーター設置病院等を訪問し、臓器及び組織移植制度の普及、臓器及び組織提供時における協力要請、情報収集を行う。

(10) 透析施設への情報提供

透析施設に、組織適合性検査に対する助成事業として、臓器移植に関する法律に定められた臓器の移植希望登録者に対し、HLA検査料の一部助成の案内をする。

また、慢性腎不全の治療法に関する資料を作成し、配布する。

(11) 臓器及び組織提供への対応

臓器及び組織提供に関する家族への説明、提供から移植までの手続や提供施設から移植施設までの臓器の搬送、提供後の家族のケア等、ドナーやドナー家族への対応を24時間体制で実施する。

5. 眼球のあっせん等に関する事業

(1) 眼球提供者等の登録

県内市町村やキャンペーン等を通じてパンフレットを配付するなどにより、献眼登録を呼びかけるとともに、登録希望者の受付、登録、登録カードの発行と移植希望者の登録を行う。

(2) 角膜、強膜のあっせん

提供を受ける眼球の摘出及び移植を希望する患者への角膜等のあっせんを行う。

(3) 献眼登録者に対するフォローアップの実施

献眼登録者の尊い意思が献眼に確実に結びつくようにするため、献眼登録者を対象に、献眼に関する資料と協会だよりを配布する。

6. 組織移植コーディネーター事業

羊膜提供に伴う組織移植コーディネーター業務を行う。

7. 情報提供事業

(1) 機関紙の発行

「あきた移植医療協会だより」を作成し、市町村の公共施設、医療機関、県関係機関、賛助会員、献眼登録者等へ配布する。

(2) 協会ホームページの運営

随時に更新し、移植医療に関する情報を県民に提供し、移植医療の理解の促進に努める。

8. 助成事業等の実施

臓器及び組織提供遺族に対する敬弔金の支給や組織適合（HLA）検査に対する助成、臓器摘出費用助成事業等を実施する。

9. 臓器移植を推進するための調査・研究事業

(1) アンケート調査の実施

県民の移植医療に対する意識を把握し、普及啓発活動の参考にするため、キャンペーン等を通じて「移植医療について」のアンケート調査を実施する。

(2) 情報収集

日本臓器移植ネットワークや日本アイバンク等が開催する各種会議、研修会並びに移植関連学会に参加し、情報収集するとともに、コーディネーター技術の習得等に努める。

10. 法人の運営

(1) 理事会・評議員会の開催

定款の定めるところにより、定時理事会及び評議員会を開催するほか、必要に応じ随時開催する。

理事会 令和4年5月、令和5年3月

評議員会 令和4年6月

(2) 監査会の開催

公益財団法人としての運営の状況を監事に確認していただくため、監査会を開催する。

監査会 令和4年4月

(3) 事務の適正な処理

四半期及び決算期等において、顧問税理士による経理事務の執行状況等に関する確認・指導を受け、

事務の適正な処理に努める。

(4) 財政基盤の強化への取組

財政基盤の強化のため、引き続き賛助会員の拡大等に取り組む。